

### 第 1 3 0 号議案

足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

第 1 条 足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令  
和元年足立区条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項及び第 2 9 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 5」を「1 0  
0 分の 1 0」に改める。

第 2 条 足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一  
部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 0」を「1 0 0 分の 2 5」に、「1  
0 0 分の 1 1 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 0 5」に、「1 0 0 分の 1 1  
7 . 5」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改める。

第 2 9 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 0」を「1 0 0 分の 2 5」に、「1  
0 0 分の 1 1 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 0 5」に、「1 0 0 分の 1 1  
7 . 5」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改める。

付 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 4 年 4  
月 1 日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員の期末手当の額を改定する必要があるので、この条  
例案を提出いたします。